



Title	集落営農組織の空洞化に対応した濡地保全型法人の形成と機能：北限稲作地域・中士別を事例として
Author(s)	趙, 相元
Citation	北海道大学農経論叢, 58, 135-144
Issue Date	2002-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/11226
Type	bulletin (article)
File Information	58_p135-144.pdf



[Instructions for use](#)

集落営農集団の空洞化に対応した農地保全型法人の形成と機能

—北限稲作地域・中士別を事例として—

趙 相 元

Formation and Function of a Farmland Preservation Corporation

: A Case Study of a Northern Rice Producing Area in Hokkaido

Sang won Cho

Summary

Individual farmers were the main force in developing Hokkaido agriculture. With the aging of farmers and the lack of successors the problem of how to deal with abandoned farmland has become a big issue. One solution is to have organizations engage in the preservation and maintenance of farmland in place individual farmers. This is a case study of a farmland preservation corporation that takes care of abandoned farmland. The results of the study show that a corporation created from existing organizations can a management body of abandoned farmlands*. It can be said that cooperative/group management is one of the possible ways to maintain agriculture and preserve farmland.

はじめに

個別経営展開を基本としてきた北海道農業においても、近年後継者不在農家における経営主の高齢化の進展にともない放出される農地が多数にのぼり、従来地域内で処理されてきた農地の流動化がスムーズに行われないう傾向が現れている。このため、借地形態で処理されてきた農地も含め、余剰化した農地を集団的に保全するためのシステムづくりが求められるに至っている。行政的には、北海道が独自に推進した地域連携型法人がそのひとつの典型である。

これは、個別農家では十分に農地の利用を行うことができなくなった地域において、数戸の担い手農家で法人を設立して効率的な経営を創出し、その法人が借地や作業受託形態で地域の農地を活用して、その粗放的利用や耕作放棄を防止するというものである(註1)。北海道の施策は、こうした法人設立そのものをバックアップするとともに、新たな投資に対して助成を行うというもので

ある。

本論文では、以上と同様の機能を有する士別市中士別地区のX法人を対象として、その設立の背景と法人機能を明らかにすることにする。中士別地区においては、1970年代に全地区営農組合化の試みがなされ、その空洞化のなかで農地保全が必要となった事例であり、組織化が進展した地域における問題処理の過程が典型的に現れているといえる。

1. 調査対象地域の位置づけ

士別市の農業は北海道でも北限に位置する稲作地帯として発展してきた。上川の特徴である盆地型の土地利用をなしているが、平坦部の領域が広く、中央部では水稲単作的性格が強かった。減反政策の開始と後発的な水田の基盤整備の実施により、捨てづくり型の転作と兼業の進行がみられたが、近年では小麦、豆類が転作の主流となっており、野菜作も増加して地域の基幹作物に位置づきつつある。

対象とする中士別地区は、1989年に4農協の合併により士別市農協が設立されたため、現在では中士別支所となっている。中士別地区の特徴は、管内の水田率が68.3%であるのに対し、94.4%を示し、転作以前は水稻単作的構造を有していたことである。また、転作率も市平均の55.9%に対し、39.3%と最も低くなっている。転作の内容をみても、豆類(40.1%)、麦類(36.3%)が高く、飼料作物や地力作物などの割合が低いが、野菜の作付は3.5%であり、集約作物への転換は進んでいない。

つまり、地域内での稲作の中核地域であったことから、稲作への執着が強く、一般にみられる兼業化への傾斜と転作の粗放化は見られないかわりに、野菜などの集約化への転換も遅れている地域であると位置づけることができる。この背景には、1970年代に進んだ集落を単位とする営農組合の形成がある。

中士別地区の農家戸数の推移を見ると、1980年から2000年にかけて士別市全体の総農家数が864戸、45.2%減少したのに対し、206戸、60.4%の減少率を示している。それ以前には、農家の専業率も高く、営農組合の設立にみられるように意欲的な取り組みもなされていた。しかし、次節で触れるように、営農組合による労働節約的作業体系の確立が後継者層の就業場を狭め、新規作目部門の形成もなされなかったことから、後継者層の流出へと結果し、その後の経営者層の高齢化とリタイアによって担い手の空洞化が激しく進行して

いるのである。

以下では、営農組合組織化以降の中士別地区の営農展開を跡づけながら、現段階の農地過剰化への営農組合の対応である法人化の意図とその内実を明らかにしていく。

2. 中士別営農組合の組織と機能

(1) 営農組合設立の経緯

旧中士別農協は、基本法農政に対応して1963年という早い時期に「農業構造改善研究会」を設立し、水稻7部会と畑作、酪農、養豚、養鶏、そ菜部会の計12部会を設けてその後の中士別農業のあり方を協議していた。その結果、第一次構造改善事業による圃場整備事業の実施と機械利用組織(トラクタ)の設立が行われ(1967年)、これをモデルとして道営圃場整備事業と二次構(1973~77年)による営農組合の設立がなされた(1972年)。道営圃場整備事業は「西の川地区」と「山沿地区」に区分して行われ、1972年から77年に合計1,009.4haが実施されている。これに対応して、二次構では稲作の機械化一貫体系がめざされ、農協有ではあったがミニライスセンターについては営農組合が運営することとされた。地区内には、9つの営農組合が組織され、一次構のトラクター組合とあわせ、10組織によって、中士別営農組合連絡協議会が設立されている。9つの営農組合への参加農家数は182戸、969.3haであり、非参加農家は58戸、291.7haであった(中士別営農組合連絡協議会 [1982])。総戸数240戸の75.8%、

表1 中士別営農組合の設立時の参加農家数と規模

農事組合	組合員数	面積(ha)	1~3	3~5	5~7	7以上
A	28	153.6	1	9	7	11
B	18	99.2	3	8	3	4
C	8	41.5	0	3	5	0
D	31	140.2	4	16	8	3
E	19	104.2	0	5	11	3
F	17	96.8	6	7	4	5
G	16	70.1	2	9	5	0
H	20	74.4	4	14	2	0
I	25	116.3	6	7	10	2
計	182	896.3	26	78	55	28

資料：営農組合連絡協議会資料による。本文中の記念誌の数字と若干異なる。

註1) 総面積のうち畑面積は5.7haである。

表2 中士別営農組合員の推移

単位：戸，%

営農組合 年度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	合計	指数
1972	28	18	8	31	19	22	16	20	25	14	201	100
1975	22	12	8	33	21	21	17	21	20	13	188	94
1982	28	12	7	31	19	17	16	20	25	10	185	92
1991	14	11	7	15	14	16	7	10	11	8	113	56
1992	14	11	7	14	9	10	7	6	10	8	96	48
1993	14	10	7	14	9	9	5	2	10	8	88	44
1994	12	10	7	13	9	9	5	2	10	8	85	42
1995	12	7	6	10	9	8	5	3	10	7	77	38
1996	12	7	6	10	8	8	5	2	10	7	75	37
1997	12	3	6	10	8	7	5	2	10	7	70	35
1998	11	3	6	10	8	7	5	2	10	7	69	34
1999	11	1	5	9	7	7	4	1	9	6	60	30
2000	11	解散	5	9	7	6	4	1	9	6	58	29

資料：士別市農協中士別支所資料による。

註) 記念誌の数字とは異なる。

総面積1,261haの76.9%を占めており、他の地域の営農集団化と比較しても非常に高い参加率であった。1組合当たりの戸数は20戸、面積は107.7ha、1戸平均面積は5.4haであった(表1)。

この上部組織として中士別営農組合連絡協議会(以下、協議会)が設立され、役員は会長1名、副会長2名、幹事15名、監事2名の20名から構成され、それぞれの組合より組合長と他の1名が参加する方式であった。協議会の主な活動は営農組合の経営改善のための視察・研修、講習会の開催、営農組合所有施設の有効利用などであり、営農組合間の情報交換がはかられた。協議会には水稻・経理・機械部会の三つの部会が設置され、各営農組合の担当者が参加し、技術の向上、連携の強化がはかられている。特に、経理部会は、営農組合の運営にもっとも重要な役割を果たしている。経理部会の設置目的は、営農組合の健全な運営と円滑な活動を行うために、経理事務を通じて常に実態把握を行うということであった。その目的のために、各営農組合の中核となる1名の後継者を対象に、1976年から研修や学習会を開催し、1991年にはパソコンを導入、1993年からは統一したフォームで経理事務が行われている。

(2) 営農組合の機能変化と組合員構成

1976年の各営農組合でのライスセンターの稼働によって、水稻の機械化一貫体系が構築され、ペーパーポット12条ばらまき移植栽培方式が採用された。この時点では、1970年から開始された減反政策のピーク時には958ha(1974年)に達した減反面積が減少して324haであったが、1978年の水田利用再編対策とともに転作面積は再び500haを超える水準となり、籾殻暗渠や石れき除去対策が行われた。また、転作の基幹作物として大豆が選択され、その生産団地構想を掲げて乾燥調製施設の整備が集団的に図られた。1980年代の転作の基本作物は、大豆、ビート、アスパラ、小豆などであり、集落農業構造改善事業(1983～85年)により豆類のスレッシャー、ハーベスターの導入がなされ、集団的な転作作物の作業体系づくりが行われた。

また、水稻品種の変化により、ばらまき栽培からの転換を余儀なくされ、1983～90年にかけて成苗ポット方式がとりいれられ、側条施肥機の導入も進む。また、小麦の増加にともない、その乾燥調製へのライスセンター利用も86年から試みられるようになる。

このように水稻を基幹としながらも、営農組合として安定的な転作作業の実施体制を整えてきたのである。

他方で、営農組合の構成にも大きな変化が現れ

た。組合員戸数の急速な減少である。表2に示したように、設立時と現在の営農組合員数を比べると、当初の201戸から58戸にまで減少しており、当初の29%となっている。そして、現在の後継者確保率を考えると、さらにこの減少は免れ得ないものとみられている。特に、B、G、Hの営農組合における減少は激しく、それぞれ1戸、4戸、1戸となっており、B営農組合は解散している。

営農組合は施設を有し、負債償還も行わなければならないから、その稼働率の確保は極めて重要が課題であり、組合内に離農跡地利用を確保しておくことが要請される。しかしながら、大量の離農跡地の購入や借入には限度があり、これをいかに整合的に調整するかが大きな課題となったのである。

3. 共同化法人の展開と機能

こうした事態に対応して、中士別には2000年9月末現在、離農跡地処理のために組織された任意組織が5つ存在している(表3)。この任意組織は、営農組合員の数人が構成員となって離農跡地の受け皿となり、受け手農地についての共同経営を行い、営農組合の農業機械・施設利用負担金の軽減をはかっているのである。

ここではこうした動きを見せている中士別で、任意組織形成から法人化へと進んだF営農組合

の事例を取り上げ、法人化に至るまでの経緯と現在のX法人の機能を明らかにしていこう。

(1) F営農組合地区の概況

F営農組合は1972年に、加入戸数22戸、加入面積91.3ha(水田85.6ha、畑5.4ha)で発足した。設立後、5ヶ年間でトラクター5台、作業機16台、格納庫1棟、コンバイン4台などの機械を導入し、1976年には農協有のミニライスセンター1棟が完成している。以降も農業機械の導入が行われ、現在はトラクター4台(60馬力、30馬力、140馬力、120馬力)、コンバイン4台(5条)、田植機4台(6条)、トラック2台等の大型機械とライスセンターを所有している(註2)(表4)。

つぎのべるように、現在の営農組合の構成員は農家6戸とX法人からなるが、その土地利用についてあらかじめみておこう。作付面積は108.8haであり、水稻が61.6ha(56.6%)、転作が36.0ha(33.1%)、畑が11.2ha(10.3%)である。転作率は36.9%であり、作付は小麦(20.4ha)が圧倒的であり、大豆(6.0ha)、えん麦(4.7ha)、小豆(2.6ha)、牧草(2.0ha)である。野菜については、カボチャ23a、イチゴ16aにとどまっている(表5)。

出役の方式は共同作業が基本であり、農作業及び組合の雑務がある場合には全組合員が出役することとなっている。全農作業が終了した秋季に出役日数を計算し、平均値との多寡で精算するシステムである。現在の賃金水準は、時給で男性が700円、女性が650円である。

F営農組合の地区の農家数は1972年時点で26戸であり、組合員が22名、非組合員が4戸であった(註3)。2000年時点までの地区農家の推移を見ると、離農転出が10戸(うち組合員7戸)、移転就農が1戸(組合員)、在村貸付農家が9戸(全て組合員)である。地区で現在営農しているのは組合員が6戸、非組合員が1戸の合計7戸である。ほぼ、4分の1に減少したことになる。離農や移転した農家を当時の規模別に示したのが表6であるが、1988年までは一戸を除くと小規模農家であったが、1996年からは離農時の経営規模が大きくなっている。

表7は現在の営農組合員の農地購入時期を示し

表3 土地保有目的の任意組織の設立状況

	組織数	設立年度	構成員
A	1	1994	4
B	0		
C	1	1995	5
D	0		
E	2	1992・93	3・4
F	(1)	(1991)	(3)
G	0		
H	0		
I	1	1991	5
J	0		
合計	5		21

資料：F営農組合連合会の聞き取り調査により作成。

註1) 2000年1月現在である。

2) F営農組合の組織は1995年にX法人に改組。

集落営農集団の空洞化に対応した農地保全型法人の形成と機能

表4 F 営農組合の農業機械及び施設の導入推移

単位：千円

年度	事業費			事業内容
	補助	融資	総額	
1973	3,292	0	6,585	TR 2, 作業機 8 台
1974	9,599	0	29,211	育苗舎, ハウス23棟, TR 3, 作業機 4 台
1975	840	0	3,089	格納庫 1 棟, 作業機 2 台
1976	21,711	0	58,783	ライスセンター, コンバイン 4 台, 作業機 2 台
1983	1,524	0	3,048	ビーンハーベスター他
1985	0	18,425	23,032	田植機, コンバイン, 格納庫他
1988	0	5,000	6,250	田植機他
1990	0	14,570	18,283	コンバイン, TR
1991	0	6,950	8,968	TR

資料：中士別営農組合設立20周年記念誌より作成。

表5 F 営農組合員の土地利用の状況 (2000年)

単位：a, %

組合員番号	水 田											畑	合計
	稲 作				転 作								
	ほしのゆめ	あきほ	きらら	合計	小麦	小豆	大豆	牧草	カボチャ	えん麦	小計		
1	171	84	260	514	193	0	0	0	0	100	293	40	847
2	233	137	325	695	120	0	126	0	0	77	323	45	1,062
3	108	74	216	398	134	0	92	0	0	0	226	0	625
4	194	136	317	647	337	0	0	0	0	0	337	150	1,134
5	145	113	345	603	177	0	0	107	0	0	284	507	1,394
6	175	133	301	609	64	45	87	97	0	0	292	40	941
X 法人	832	532	1,332	2,696	611	218	292	0	23	122	1,264	337	4,297
F 組合共有地	0	0	0	0	403	0	0	0	0	175	578	0	578
合計	1,857	1,209	3,096	6,162	2,037	263	597	204	23	474	3,597	1,119	10,877
割合	17.1	11.1	28.5	56.6	18.7	2.4	5.5	1.9	0.2	4.4	33.1	10.3	100.0

資料：F 営農組合の作付面積集計書より作成。

註1) F 営農組合の共有地はNo1 組合員の名義となっている。

表6 F 営農組合地区の離農者の規模別推移

	~1.0ha	2.0ha	3.0ha	4.0ha	5.0ha	10.0ha
1972	1					
1975	1					
1978	1					
1980	1					
1984	1					
1987		1				
1988	1					
1989	1		1			
1992	1		1	1	1	
1996					1	2
1997		2	4		1	1
1998	1	1	2			
2000		1				1

資料：士別市農協とF 営農組合長の聞き取り調査により作成。

註1) 1件当たりの農地移動から整理しており離農者と異なる可能性がある。

表7 F 営農組合員の農地取得の動向

単位：ha

組合員	1	2	3	4	5	6	X 法人
1972				3.8			
1975		2.2					
1976				0.1			
1978				0.1			
1980				0.4			
1984				0.2			
1987			1.4				
1988		0.8					
1989				0.7		2.8	
1992	2.1				6.6	1.0	
1996							6.8
1997							18.3
1998							6.6
2000現在	2.1	3.0	1.4	5.3	6.6	3.8	31.7

資料：士別市農協調査により作成。

註1) 1年間に複数購入しているケースがある(1992, 97, 98年)。

たものであるが、全ての農家が規模拡大を行っており、No 3を除き全て10ha以上であり、最上層は28.1ha、続いて19.2haとなっている。また、つぎに考察するX法人が1996年以降全ての農地を購入していることが分かる。

(2) X 法人の設立と展開

このX法人は1995年6月に設立されている。これが、設立された要因は、若手組合員の不在の中で、組合員の離農が急速に進み、それに伴う跡地の処理問題が発生したからにほかならない。この発端は、前掲表2に示したように、1991年と1992年に発生した6戸の組合員の離農である。中士別における農地売買は従来は基本的に個人売買であり、それは営農組合内で調整されてきた。しかし、2年間で14戸中6戸(40%)が離農したことで、営農組合による調整能力が失われてしまうことになった。その理由は、受け手側の年齢も高まり、借入金の返済期間との齟齬が生じたこと(註4)、より問題であったのは受け手側農家に後継者が確保されていなかったことによる(註5)。後者の要因は、営農組合による共同作業体制によって労働生産性の向上がはかられたが、その結果として若手後継者の就業場面が失われて流出してしまっただけである。

この問題の打開のため、営農組合員であるNo 1、

No 2、No 4が任意組織であるXを1991年に設立し、それを受け皿として借地を行い、共同経営を開始する(註6)。この際、共同経営について営農組合で論議をおこなったが、それ以降もF営農組合から離農者が出たときの対処方法をいかにするかという共通認識があったからである。こうして余剰農地の管理主体としての任意組織Xにより共同経営がなされたが、借地からの収入の分配を行う経理の体制が整っていなかったために、その会計処理は受け手構成員の通帳から振替をしなければならなかった。また、農地が借り手の個人名義であったため、将来の資産管理にも問題を起す懸念があるとされ、1993年からはF営農組合員全体が参加する形態とし、1995年には正式にX法人としての登記を行っている(表8)。

設立当時のX法人は構成員8戸、耕地面積が水田31.3ha、畑3.62ha、合計36.2haであり、F営農組合においてもっとも大きな組合員となった。X法人の所有地は少なく、当初は借入地中心の経営として出発し、規模拡大しながら借入地を買い取る方式を採用することとした。構成員が独自に借入している土地に対しては、構成員の意向を尊重する形をとり、借地の法人への移行については構成員との合意を得たものに限定した。法人の設立後については、構成員による借地契約期間が終了して契約更新する際に法人との貸借に移行させ、

表8 X法人の設立当時の構成員の状況(1995年) 単位:ha, 千円

構成員	年齢	役職	耕地面積	投資金額	出資口数	現在
1	42	副組合長	8.5	150	15	副組合長
2	43	理事	10.6	150	15	
3	57	理事	6.2	150	15	監査
4	51	組合長	11.3	150	15	組合長
5	49		13.9	150	15	
6	47	経理部長	9.4	150	15	経理担当
7	64		4.7	150	15	引退
8	63		7.1	150	15	引退

資料: X法人の調査により作成。

註) No 8は現在, X法人に臨時のかたちで雇用されている。

表9 X法人の作付面積の推移 単位:ha

	1995	1996	1997	1998	1999	2000
総面積	32.3	32.3	38.3	38.4	38.4	43.1
うち水田	29.1	28.9	35.2	34.9	34.9	39.6
畑	3.2	3.3	3.0	3.3	3.3	3.4
うち転作	7.9	8.4	10.4	10.3	11.4	12.6
秋小麦	0.0	4.1	4.5	4.2	4.4	6.1
小豆	1.6	1.6	2.3	2.6	2.2	2.2
大豆	4.2	0.8	1.8	2.4	2.5	2.9
牧草	0.9	0.9	0.9	0.8	0.6	
カボチャ	0.9	0.7	0.6			0.2
燕麦				0.0	1.7	1.2
調整水田	0.3	0.3	0.3	0.3		

資料: X法人の作付面積集計書(各年度)より作成。

将来的に法人が農地を買い取るときの負担分散を図った。

表9は1995年以降のX法人の作付面積(畦畔を除く)の推移を見たものである。作付面積は1995年から2000年までの間に10.8haの拡大をみせている。1995年の設立当時の耕地面積は36.2haであり、そのうち所有地6.8ha、借地は29.4haであったが、2000年には総面積43.1haのうち、自作地が36.1ha、借地が7haと逆転している。

このように、構成員が借地していたものを徐々に法人の借入地に切り替えるとともに、それを購入することで所有地を拡大してきたのである。

(3) 法人の経営と土地購入の意義

表10はX法人が設立してから現在に至るまでの経営実績を示したものである。販売高は、横這いないし漸減傾向を示しているが、経営面積は10

ha 拡大しているわけであり、近年の米価下落の影響をみてとることができる。総収入は、1999年には補助金等を加えて4,200万円規模である。生産費用は、1997年の3,600万円をピークに減少しており、99年には2,800万円となっている。この要因は借地の購入により借地料が減少したこと、構成員への還元(雇用労働費+給料)が減少したこと、賃借料が減少したことによる。一般管理費も1997年の1,200万円から900万円に減少しているが、これは主に負担金の減少によっている。この結果、単年度決算は1997年、98年の赤字から300万円の黒字へと転じている。支出の減少は、構成員への還元(労賃+給料+役員報酬)の圧縮をとまっており、97年の1,400万円から1,200万円、900万円へと引き下げられている(500万円の減少)。借地料の減少(100万円)は、農地購入による借入資金の元利返済へと転化するものであり、

表10 損益計算書から見た X 法人の経営

単位：千円

	1995	1996	1997	1998	1999	
販売収益						
米	28,394	29,812	33,058	25,645	29,124	
麦	908	1,228		3,140	743	
小豆	2,001	1,200		2,464	633	
大豆	387	914		919	1,063	
南瓜	493	281		508	356	
スイートコン				131	35	
小計	32,183	33,435	33,058	32,807	31,954	
その他収益						
補助金	2,825	2,281	2,826	3,991	5,669	
奨励金				171	358	
助成金		7,467	11,420	4,766	4,012	
雑収入	2,601	56	79	537	27	
小計	5,426	9,804	14,325	9,465	10,066	
収入総計		37,609	43,239	47,383	42,272	42,020
生産費用						
種苗費	575	283	457	154	230	
肥料費	2,293	1,577	2,152	2,321	2,486	
農薬費	1,199	902	1,223	1,038	1,029	
動力光熱費			253	242	262	
諸材料費	45	89	128	65	59	
農具費	14	14	253	11		
修繕費	2	1	3		17	
賃借料	2,866	2,597	2,975	1,849	1,648	
借地料	2,755	2,625	2,200	1,884	1,141	
負担金	12,634	11,848	12,597	12,106	12,037	
土地改良	234	236	600	174	278	
土改区負担金	3,136	3,576	3,545	3,157	2,942	
支払利息	4	133		1,600	1,889	
雇用労働費	1,961	2,019	4,740	3,645	536	
給与	4,025	7,020	5,120	4,656	4,656	
小計	31,743	32,920	36,246	32,902	29,210	
一般管理費用						
負担金	1,297	3,782	4,647	3,182	2,911	
販売費	21	249	217	105	20	
事務費など	106	14	27	16	231	
厚生費	131	115	113	87	132	
図書費	16	6	22		10	
共済掛け金	1,300	1,304	1,642	1,640	1,638	
役員報酬	2,250	4,170	3,855	3,492	3,492	
租税公課	356	392	681	1,045	412	
支払手数料			432	316	413	
雑費	5					
法人税など	77				80	
小計	5,559	10,032	11,636	9,883	9,339	
費用総計		37,302	42,952	47,882	42,785	38,549
当期損益		307	287	-499	-513	3,471

資料：X 法人の調査により作成。

現在は元金償還猶予期間であるが次年度からは増加するものと考えられる。この部分で、600万円

が軽減されている。実質的な経費節減は、賃借料と負担金で300万円程度である。構成員の還元を

もとの水準にするとすれば、200万円の赤字であり、次年度からはこれに借入金の元金返済が加わることになる。とはいえ、構成員への還元を現状水準に固定し、収入減がなければ黒字経営を維持できる水準にはある。

また、法人としてのF営農組合への支払は営農賦課金が700万円、ライスセンター利用料が600万円、合計1,300万円である。仮に、X法人が管理する43.1haの農地が地区外者の所有に帰しているとするなら、この何割かは営農組合員が償還金支払とライスセンター利用料の割増し分として負担しなければならなかったのである。

2000年における法人の負債残高は76,594千円であり、これは1997年の65,600千円と1999年の19,700千円の借入金の残高である。ともに農地購入のための農業経営基盤強化資金（前者は2.5%、後者は2%）の借り入れによる。この土地は組合員が会社から借入していたものであり、その終了とともに法人が買い取ったものである。法人としては、負債償還を行いながら、経営を安定化することは困難ではないと判断しており、今後も借地の買い取り（現在の農業開発公社保有地）を行うことにしている。表11はF営農組合員（X法人構成員）の個別の当初借入金額の累計を年代別に示したものであるが、後ろ向き負債は少ないというものの、全体としては過去の規模拡大による負債額は小さくはなく、個別経営における土地購入の余力は無いとみてよい。ここにX法人によ

る土地取得の意味が明かとなっている。

おわりに

以上、集落営農集団による農地保全型法人の形成の背景とその機能に関して考察をおこなってきた。規模拡大期には、営農集団は高齢農家を囲い込むことで、集落外への農地所有権の流出を阻み、構成農家の規模拡大をすすめるという機能を一面ではもっていた。さらに、農地移動に際し、構成員の底上げをはかり、比較的等質的な中農集団としての展開をみせるものも現れた。しかしながら、1980年代に複合経営化への転換をはからなかった営農集団においては、後継者の流出や兼業化をまねき、出役をめぐる調整問題をクリアできずに解散したり、一部の上層農家・オペレーター集団による事実上の受委託関係の形成へといきつくケースもみられた。

中士別の営農組合もまた、後者の水稲単作的志向を継続した組合であり、1980年代には構成農家をほぼ半分に減少させ、したがって経営規模を2倍以上に拡大するという過程をたどった。しかしながら、1990年代に至ると規模拡大を選択した農家においても後継者不在のためにリタイアする農家が續出し、現在、組合構成員として営農を継続しているのは当初の29%に過ぎないという事態に至っている。90年代の離農農家の経営規模は比較的大きく、しかも多発したため、離農跡地をスムーズに構成員によって継承することは困難で

表11 F営農組合の組合員の年次別借入金額と負債残高

単位：千円

	1970年代		1980年代		1990年代		合 計			負債残高 (2000年)		合計額
	投資的 負債	後向き 負債	投資的 負債	後向き 負債	投資的 負債	後向き 負債	投資的 負債	後向き 負債	累計額	投資的 負債	後向き 負債	
1		9,600		8,220	1,800	17,820	1,800	19,620	11,499	1,657	13,156	
2		22,270	5,000		25,313	22,270	30,313	52,583	12,947	16,256	29,203	
3		8,530				8,530		8,530	2,467		2,467	
4		4,940				4,940		4,940	2,978		2,978	
5	10,000		8,280		8,300	7,700	26,580	7,700	34,280	15,058	6,541	21,599
6				13,969	549	13,969	549	14,518	12,431	400	12,831	
X法人				85,300		85,300		85,300	76,594		76,594	
総計	10,000		53,620	5,000	115,789	35,362	179,409	40,362	219,771	133,974	24,854	158,828

資料：士別市農協資料により作成、2000年

註1) 投資的負債とは土地・農業機械等の導入のため生じた負債を意味する。

註2) 後向き負債には投資的負債以外のすべての負債を意味する。

あった。しかも、中士別は北限稲作地帯であり、賃貸借は売買への過渡形態であるという意識が根強くあり、売買移動が待ち受けていたのである。ただし、中士別においては、営農集団が共同作業体系を維持していたため、営農組合内の数戸が受け手となって任意組織を形成し、共同経営を行うという動きが1991年という早い時期から出現している。

本論が対象としたのは、そうした任意組織を法人化した事例であった。法人化により、構成農家が個別に対応していた借地を徐々に集約し、それを購入することによって組合内の農地保全をはかり、営農集団の存続を可能にすることを目的とするものであった。農地取得から数年しか経過していないため、経営としての安定性を議論することはできなかったが、高齢離農者に就業の機会を提供するなど、近年議論されている「地域連携型」法人のあり方にも示唆をあたえる存在であるといえよう。ただし、この法人はいわば「入れ物」が先行していたケースであり、個別経営が結合して新たに法人を設立する場合とは状況を異にしているといわなければならない。

【註】

- (1) 「地域連携型法人」とは、北海道が1997年3月に「農業生産法人育成指針」において、積極的に育成支援している法人形態である。「地域連携型法人」に期待される主な役割としては①離農跡地などの受け手として買い取りが借入を行う②労働力の不足している高齢農家などからの農作業の受託を行う③地区で発生する引き受け手のない農地の保全管理を行う④地域の高齢者などをパート等として雇用する⑤農外からの新規就農者の研修および雇用を進める⑥農村社会の維持に貢献する⑦農産加工や観光農的な取り組みによって地域農業の活性化をはかる、などの機能が期待されている。詳しくは谷本ほか [5] pp.280~283を参照。
- (2) ライスセンターの建設事業は50%が補助、残り50%を農協が負担する形で行われた。ライスセンターの敷地は1,260㎡、当時の工事総額41,928千円であった。建物は農協所有であり、営農組合が借り上げ、償還金相当額を農協に支払うというものであった。機械は15年償還、建物は20年償還であり、現在は各営農組合の所有となっている。
- (3) 以下は、F営農組合長の聞き取り調査による。
- (4) 資金の償還期間が25年であったため、営農組合

構成員の8戸のうち2戸しか条件を満たさなかった。しかも、2戸のうち、1戸は当時の経営面積が10.6haであり、拡大志向を持たなかったため、困難な事態となった。

- (5) 現在の6戸の農家のうち、後継者が確定されている農家は1戸のみである。それも、1999年に新規就職したものであり、1992年時点では後継者は一人もいなかった。
- (6) 任意組織は農地の受け手になることができず、構成員の個人名で借り入れることになる。

【引用・参考論文】

- [1] 北海道農政部『農業生産法人育成指針』, 1997
- [2] 『農業生産法人の課題と展望』『北農』65巻2号, 1998
- [3] 岩崎ゼミナール「新しい農業経営を目指して－北海道における農業生産法人の実態－」『札幌大学経済学会会報』No18, 1998
- [4] 北海道農業会議『農業生産法人設立運営Q&A』, 1999
- [5] 谷本一志・坂下明彦編著『北海道の農地問題』筑波書房, 1999
- [6] 「法人化」成功への道－法人組織設立の進め方と法人組織事例集』『ニューカントリー』2000年夏季増刊号, 2000
- [7] 坂下明彦「農協合併と地域農業振興をめぐる諸課題－士別市の「地域調査活動」の取り組みを踏まえて」『農業と農協』43号, 1997
- [8] 中士別営農組合連絡協議会『明日をめざして』中士別営農組合設立10周年記念誌1982
- [9] 中士別営農組合連絡協議会『明日をめざして』中士別営農組合設立20周年記念誌1992